

告 示

埼玉県告示第六百八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

令和八年十月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問合せ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話 ○四八―八三〇―五三四五

ロ 当該都市計画区域に係る市役所の都市計画主管課

番号		一
都市計画 区域名		所沢
市町村名		所沢市
都市計画の 種類及び名称		区域区分
公聴会	期日及び時間	令和八年十一月四日午後二時三十分から
	場 所	松井まちづくりセンター 学習室1号・2号
公述申出書	提出期間	令和八年十月九日から令和八年十月二十三日午後五時十五分まで
	提 出 先	埼玉県都市整備部都市計画課、所沢市街づくり計画部土地利用推進課
都市計画の構想	閲覧期間	令和八年十月九日から令和八年十月二十三日午後五時十五分まで (土曜・日曜・祝日を除く)
	閲覧場所	埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県川越県土整備事務所、所沢市街づくり計画部土地利用推進課

公 述 申 出 書

令和 8 年 1 0 月 9 日付け埼玉県報に登載された所沢都市計画区域区分の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 8 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事 大野 元裕 あて

公述申出人

住 所

氏 名

連絡先（電話番号）

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

＊「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- （１）400 字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- （２）楷書で、横書きにしてください。